

## 建築設計業務特記仕様書

### I 業務概要

#### 1. 業務名称 (仮称) 尼崎市新図書館整備等事業に係る設計業務

#### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 尼崎市新図書館
- (2) 敷地の場所 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 37
- (3) 施設用途 図書館

#### 3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「」印が付いたものを適用する。また、表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

#### 4. 設計与条件

##### (1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 26,479 m<sup>2</sup>
- (b) 用途地域及び地区の指定
  - 用途地域 :  第1種中高層住居専用地域
  - 防火地域 :  防火地域  準防火地域  法22条地域  指定なし
  - 高度地区 :  第1種高度地区  第2種高度地区  第3種高度地区
  - 第4種高度地区  第5種高度地区  指定なし
- その他 :

##### (2) 施設の条件

###### 【図書館】

- (a) 延べ面積 4,000 m<sup>2</sup>程度
- (b) 主要構造 基本設計にて選定
- (c) 耐震安全性の分類
  - ① 構造体 II類
  - ② 建築非構造部材 B類
  - ③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による（以下同じ。）。

- (d) 建築物の類型 第十二号 第2類
  - 建築物の類型は、令和6年国土交通省告示第8号別添二による（以下同じ。）。

### 【その他付帯工事】

解体工事（大井戸公園敷地内の屋外トイレ、管理事務所及び倉庫）

外構工事（外構の設計範囲は公園工事と要調整）

### (3) 建設の条件

- (a) 予定工事費 **※募集要項公表時に示す**
- (b) 建設工期 **※募集要項公表時に示す**

### (4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

企画書

基本設計書

その他資料 尼崎市新図書館整備等事業要求水準書（設計業務編）（案）

### (5) 履行期間

尼崎市新図書館整備等事業実施方針（案）による

### (6) 工事監理委託予定

予定あり（在駐） 予定なし

但し、当市の諸事情により変更となる可能性があります。

## II 業務仕様

業務の内容は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号（以下「告示」という。）別添一第 1 項に掲げるものとし、内容及び範囲は次のとおりとする。

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

- (a) 基本設計に関する標準業務
  - 建築（総合）
  - 建築（構造）
  - 電気設備（昇降機等を含む）
  - 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）
- (b) 実施設計に関する標準業務（但し、設計意図の伝達業務を除く）
  - 建築（総合）
  - 建築（構造）
  - 電気設備（昇降機等を含む）
  - 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

## (2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算 (積算数量算出書 (積算数量調書含む) の作成、単価作成資料の作成  
見積収集、見積検討資料の作成)
- 電気設備積算 (積算数量算出書 (積算数量調書含む) の作成、単価作成資料の作成  
見積収集、見積検討資料の作成)
- 機械設備積算 (積算数量算出書 (積算数量調書含む) の作成、単価作成資料の作成  
見積収集、見積検討資料の作成)
- 透視図作成  
〔種類 (内観、外観、鳥瞰各 2 種程度) 判の大きさ (ー) カット枚数 (12) 額の  
有無 (ー) 材質 (ー) 電子データ (○)〕
- 模型製作  
〔縮尺 ( ) 主要材料 ( ) ケースの有無 ( ) 材質 ( )〕
- 模型の写真撮影  
〔カット枚数 ( ) 判の大きさ ( ) 白黒・カラーの別 ( )  
電子データ ( )〕
- 計画通知又は建築確認申請 (建築基準関係規程 (みなし規定を含む。) 等に係る法令・  
条例に関する許認可等を含む。) に関する手続及びこれに付随する詳細協議 (関係機関  
との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応 (質疑応答、書類の修正等)  
等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。)
- 各種法令・条例 (建築基準関係規程 (みなし規定を含む。) 等に係る法令・条例を除  
く。) に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議  
(手数料の納付は含まない。)
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続 (標識看板の  
作成、設置報告書等の届出) (手数料の納付は含まない。)
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続 (手数料の納  
付は含まない。)
- 概略工事工程表の作成
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設  
計等における特別な検討及び資料の作成 (建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な  
検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号。以下  
「建築物省エネ法」という。) 第 12 条第 2 項に規定する手続 (手数料の納付を含まな  
い。)
- 建築物総合環境性能評価システム (C A S B E E : 評価 A ランク以上) による評価書の  
作成
- 住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く。)
- B E L S 認証に関する資料の作成及び申請に関する手続 (手数料の納付は含まない。)
- 再生資源利用計画書の作成
- 再生資源利用促進計画書の作成

- 設計住宅性能評価の資料作成及び申請手続き
- 現況測量調査（測量事務所による平面測量と高低測量共）
- 土質調査（別添：土質調査仕様書による）＊土質調査仕様書は募集要項公表時に示す  
※テレビ電波障害の調査（　　ポイント）と障害予想区域図の作成  
＊ポイント数は募集要項公表時に示す
- 日影図の作成（既存建物）
- 内外装のトータルデザインは外構計画を含めたデザインの提案を行うこと。なお、建物内については、内装に加え家具・備品を含めた設計に関する協力業者の選定については、設計上大きな要素を持つことより、本市に事前に協議を行った上で進めること。

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- (a) 設計図書の作成は、尼崎市設計図書作成基準及び尼崎市公共施設設計基準に基づき行う。
- (b) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- (c) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 積算業務は、市の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (e) 業務の一部を再委託する場合は、尼崎市公共調達基本条例に則り尼崎市内事業者の活用に努めるものとする。
- (f) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省力化及び工事日数短縮）に配慮する。
- (g) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第496号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (h) 「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月 全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

### (2) 適用基準等

本業務に市及び国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、原則、年度を記載しているもの以外は最新版を適用する。（市が履行期間中に適用年度を改定した場合は、その指示による。）

#### (a) 共 通

- 尼崎市設計図書作成基準 ※貸与
- 尼崎市公共施設等総合管理計画
- 第1次尼崎市公共施設再編計画
- 第1次尼崎市公共施設保全計画
- 尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針
- 尼崎市公共施設設計基準 ※貸与
- 尼崎市建築工事積算基準 ※貸与
- 尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書 ※貸与

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針
- 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- 官庁施設の環境保全性能基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準及び同解説
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 (令和5年版)
- 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン
- BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- 

(b) 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） (令和7年版)
- 建築工事監理指針 (令和7年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） (令和7年版)
- 建築改修工事監理指針 (令和7年版)
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 外壁改修工事設計業務調査報告書作成マニュアル
- ※貸与
- 

(c) 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 建築数量積算基準・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 建築工事内訳標準書式・同解説
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算工事費算出標準書式
- 營繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）
- 

(d) 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） (令和7年版)
- 電気設備工事監理指針 (令和7年版)
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） (令和7年版)
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） (令和7年版)
- 機械設備工事監理指針 (令和7年版)
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） (令和7年版)
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針 ((一財)日本建築センター)
- 建築設備設計計算書作成の手引 ((一社)公共建築協会)
- 空気調和システムのライフサイクルエネルギー・マネジメントガイドライン
- 

(e) 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算工事費算出標準書式
- 營繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 

(3) 提出書類

- 建築士法第24条の7の規定に基づく重要事項説明
  - ※建築士事務所の業として設計及び工事監理を行うものは契約締結前に行うこと。
- 建築士法第22条の3の3の規定に基づく記載事項
  - ※建築物の規模及び新築、増築、改築、改修の別にかかわらず全ての設計及び工事監理を対象とする。(再委託する場合は、別途、再委託申請書の手続きによる承認が必要)
  - ※必要契約締結前までに市の指定様式（別紙）に必要事項を記載して提出すること。  
(別紙は、建築士事務所の業として設計及び工事監理を行わない場合も必要とする。)
- 建築士法第24条の8の規定に基づく書面の交付

※建築士事務所の業として設計及び工事監理を行うものは契約締結後遅滞なく行うこと。(建築士法第22条の3に基づく書面による契約を行った場合は除く。)

<input type="checkbox"/> 工事設計業務着手届	契約締結後7日以内
<input type="checkbox"/> 設計担当者届	契約締結後7日以内
<input type="checkbox"/> 業務主任担当者経歴書	契約締結後7日以内
<input type="checkbox"/> 各主任担当技術者経歴書	契約締結後7日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 再委託承認申請書	契約締結後7日以内
<input type="checkbox"/> 協力事務所届	契約締結後7日以内
<input type="checkbox"/> 設計工程表	契約締結後7日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託完了報告書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 納品書	設計業務完了時
<input type="checkbox"/> 請求書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 業務実績情報の登録	

不要

要:受託者は、公共建築設計者情報システム（P U B D I S）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、市の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、市の確認を受けた書面を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領書の写しを市に提出する。

#### (4) 業務主任担当者及び主任担当技術者の資格要件

- 尼崎市新図書館整備等事業実施方針（案）による  
募集要領による。

#### (5) 貸与品等

貸与品等
<input checked="" type="checkbox"/> 適用基準等のうち、貸与するもの <input checked="" type="checkbox"/> 既存建築物設計図書一式 <input type="checkbox"/> 既存工作物設計図書一式 <input checked="" type="checkbox"/> 既存敷地調査資料（柱状図） <input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書 <input type="checkbox"/> 類似設計図書 <input type="checkbox"/> 類似設計 CAD データ <input type="checkbox"/> 参考設計図書 <input type="checkbox"/> 参考設計 CAD データ

※貸与品は、業務委託終了後すみやかに市へ返却すること。

#### (6) 打合せ及び記録

- (a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市に提出する。

- ① 業務着手時

- ② 市又は業務主任担当者が必要と認めた時
- ③ その他 ( )

## (7) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、市は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。  
成果物等とは、
  - 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
  - 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
    - ① 市の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
    - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
    - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、市が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
    - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
    - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、II 2. (5)により市に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

## (8) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（基本設計）
  - 指定部分の履行期限（令和〇年〇月〇日まで）
- (b) 中間報告
  - 設計業務の中間時点において業務主任担当者が各業務の進捗を確認し、市に中間報告を行うこと。
- (c) 再委託について
  - 1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
  - 2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。

- 3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- 4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- 5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(d) 成果物の取扱いについて

成果物を提出するとき、受託者は責任ある審査を行い、市の承諾を得た上で成果物（設計図書は、新築、改修ともに市担当者の承諾を得た上で、建築士法に基づき、当該設計図書に責任を有する設計者（会社名及び管理建築士又は設計者）の記名及び必要に応じて免許の種類、免許番号を記入し、原図を提出する。）を提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。（添付の設計著作権の特約条項参照）

(e) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。）
  - 1) 写真を公表すること。
  - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(f) 設計の進め方について

- ① 初回及び中間の重要な設計打合せには、業務主任担当者、各主任担当技術者、担当技術者が同席すること。
- ② 業務主任担当者は、工事設計業務の進行過程において、建築設計と設備設計の調整・検討を行い、市に報告すること。
- ③ 工事設計業務の進行過程において、適宜経過を市に報告し、確認を受けること。
- ④ 工事設計業務に関する打合せ記録は、全て受託者が記録し、適宜写しを市に提出し、確認を受けること。
- ⑤ 設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと。

(g) 修補

- ① 受託者は、市から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- ② 受託者は、業務委託契約約款に基づく委託業務の完了を確認するための検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。  
なお、修補の期限及び修補完了の検査については、市の指示に従うものとする。

(h) その他

その他不明な事項は、市との協議により定める。

### 3. 成果物、提出部数等

#### (1) 基本設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(a) 建築 (総合) <input checked="" type="checkbox"/> 建築 (総合) 基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工程表 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( ) 部		A 3 判 <input checked="" type="checkbox"/> C D-R による提出
(b) 建築 (構造) <input checked="" type="checkbox"/> 建築 (構造) 基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( ) 部		A 3 判 <input checked="" type="checkbox"/> C D-R による提出
(c) 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( ) 部		A 3 判 <input checked="" type="checkbox"/> C D-R による提出

(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( ) 部		A 3 判 <input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(e) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( ) 部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(f) 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果	各一式	( ) 部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

(注) : 構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

- : 各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- : 成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折り A 4 判製本各 (3) 部とし、設計原図はケース収納とする。
- : 電子媒体 (CD-R) の提出部数は (1) 部とする。
- : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

## (2) 実施設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(a) 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 総合設計図 建築物概要書 特記仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 仮設計画図  <input checked="" type="checkbox"/> 非構造部材計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書（各種届出書一式） <input type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書 <input type="checkbox"/>	各1部	( )部		<input checked="" type="checkbox"/> C D-Rによる提出  <u><input checked="" type="checkbox"/> 最終版を PDF にて納品のこと</u>

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(b) 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造）設計図 特記仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図  <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/>	各1部	( )部		<input checked="" type="checkbox"/> C D-Rによる提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
<p>(c) 電気設備</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>電気設備設計図</p> <p>特記仕様書</p> <p>敷地案内図</p> <p>配置図</p> <p>電灯設備図</p> <p>動力設備図</p> <p>電気自動車用充電設備図</p> <p>電熱設備図</p> <p>雷保護設備図</p> <p>受変電設備図</p> <p>電力貯蔵設備図</p> <p>発電設備図</p> <p>構内情報通信網設備図</p> <p>構内交換設備図</p> <p>情報表示設備図</p> <p>映像・音響設備図</p> <p>拡声設備図</p> <p>誘導支援設備図</p> <p>テレビ共同受信設備図</p> <p>テレビ電波障害防除設備図</p> <p>監視カメラ設備図</p> <p>駐車場管制設備図</p> <p>防犯・入退室管理設備図</p> <p>火災報知設備図</p> <p>中央監視制御設備図</p> <p>構内配電線路図</p> <p>構内通信線路図</p> <p>エレベーター設備図</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>電気設備設計計算書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>工事費概算書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>計画通知図書</p> <p><input type="checkbox"/>中高層建築物の届出書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非常照明の計算書及び照度分布図</p> <p><input type="checkbox"/></p>	各1部	( )部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 廉房設備図 ガス設備図 净化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 ごみ処理設備図  <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備設計計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書 <input type="checkbox"/> 中高層建築物の届出書 <input type="checkbox"/>	各1部	( )部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出
(e) 建築積算 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事積算数量算出書の うち建築工事積算数量調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 営繕工事積算チェックマニュ アル・チェックリスト、チェックシート(建築工事編) <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料(刊行物はコピー)	各1部	( )部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-Rによる提出

<input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>				
(f) 電気設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事積算数量算出書 のうち電気設備工事積算数量 調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 營繕工事積算チェックマニュ アル・チェックリスト、チ ックシート（電気設備工事 編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー） <input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( ) 部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-R による提出
(g) 機械設備積算 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事積算数量算出書 のうち機械設備工事積算数量 調書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書等関係資料 <input checked="" type="checkbox"/> 營繕工事積算チェックマニュ アル・チェックリスト、チ ックシート（機械設備工事 編） <input checked="" type="checkbox"/> 単価資料（刊行物はコピー） <input checked="" type="checkbox"/> 拾い出し図面 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( ) 部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-R による提出
(h) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/> 模型の写真 <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能確 保計画 <input checked="" type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能 の確保のための構造及び設備 に関する計画 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー関係計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工事工程表	各 1 部	( ) 部		<input checked="" type="checkbox"/> CD-R による提出 <input type="checkbox"/> CD-R による提出

<p><input checked="" type="checkbox"/>建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）による評価書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>BELS 評価書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>社内審査報告書 受託者の様式による。 (設計中間時に1~2回審査し、設計完了時に最終の審査を行う)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>設計チェックリスト（指定様式）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>現地調査写真 撮影年月日、撮影場所を明記</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>CADデータ JWWデータにて提出すること。（非圧縮） ※誤変換のないことをチェックしたものとすること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>テレビ電波障害</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>テレビ電波障害予想図</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>テレビ画質判定写真および評定一覧表</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>テレビ障害対策設計図書 (一般設計に準ずる)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>共架柱（自営柱、関電柱、電々柱）の現況写真</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>各調査報告書</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>現況測量調査 報告書一式</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>土質調査 報告書一式</p> <p><input type="checkbox"/>日影図（既存建物）</p> <p><input type="checkbox"/></p>			
(i) 資料 <p><input checked="" type="checkbox"/>各種技術資料</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>構造計算データ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>各記録書</p> <p><input type="checkbox"/></p>	各一式	( )部	

(注) : 構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

: 各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。

: 成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折りA4判製本各（3）部及び原図サイズ製本各（1）部とし、設計原図はケース収納とする。

- ：BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）」による。
- ：電子媒体（CD-R）の提出部数は（1）部とする。
- ：新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- ：概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審査会決定）、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成30年2月）を参照し、適正な工期を設定する。

## 設計著作権に関する特約条項

### (著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下、「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

### (著作物等の利用の許諾)

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

- 一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。
- 二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

- 一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

### (著作者人格権の制限)

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- 二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

### (著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

### (著作権の侵害の防止)

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。